

～資本市場調査本部情報～

2007年5月8日 全1頁

## 憲法改正国民投票法の

# 成立間近！？

資本市場調査本部  
常務理事  
吉川 満

### 【要約】

- 2007年5月の連休が終わって、憲法改正のための国民投票法の成立がいよいよ近くなったとの声が強くなった。
- 具体的には次のテーマを取り上げた。
  - ① 憲法改正国民投票法の審議日程

### 【憲法改正国民投票法の審議日程】

- ・ 憲法改正国民投票法の審議日程が注目を集めている。憲法を改正する際には、国民投票をすることは従来から決まっていた。しかし、その憲法改正のための国民投票をどういう手続で行えばよいのかについては、具体的には何も決まっていなかった。
- ・ しかし、首相が安倍総理大臣に変わったことで、事態が大きく動き出した。本来、憲法改正を必要と考える安倍首相は、そのためのステップとしてまず、憲法改正のための国民投票の手続を固めようと考えた。

従来から国会に提出されていた、『日本国憲法の改正手続に関する法律案』は、今年の国会が始まると同時に衆議院で審議が進められ、別途出されていた関連法案とともに、4月13日には、衆議院での審議を終了し、参議院での審議に回された。ゴールデン・ウィークのため参議院の審議はまだ動いていないが、新聞の一部では年内成立の可能性が高いと報じられるようになっていく。仮にそこまで行けば『次は憲法改正だ！』というわけで、制定以来一度も改正されていない日本国憲法の改正がいよいよ、政治日程に入ってくる。
- ・ 今国会では、決まるにしても、国民投票法案の成立だけが決まる事になるだろうが、次期国会からはいよいよ、憲法のどの部分を、どう変えるのか、という審議が始まる事になる可能性が強い。
- ・ この場合、注意しなければならないのは、憲法改正の審議が可能になったという雰囲気あまりに引っぱられ、必要ない改正まで行ったり、過度に保守化した内容の新憲法に内容を改めることである。
- ・ 例えば連休中のNHKスペシャルでも報じられたように、生存権の条文を発案したのは、日本側委員であった、と言う事実もある。

憲法を改正するのなら、どの条文をどういう風に改正する必要があるのかを、じっくり考えて結論を出していく必要がある。